

高裁判決 迫る！！

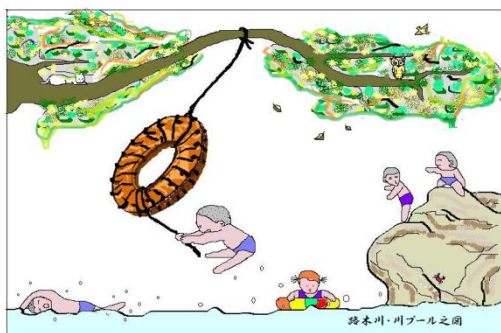
一路木ダム裁判報告集会のお知らせ

今年も春が巡ってきました。皆さんいかがお過ごしでしょうか。

2009年8月に熊本地裁に提訴した路木ダム裁判は、2014年2月に判決が出ました。この判決は、路木ダムを「違法ダム」とし、全国のダム裁判でも画期的なものでした。

「本件整備計画等の作成及び本件計画規模（本件治水安全度）の決定の際、県知事には、もっとも重要な考慮要素の1つについて重大な事実誤認があったというべきである。それどころか、県知事は、『路木川では昭和57年7月豪雨の際においても堤防の決壊や路木集落における家屋の浸水被害は発生しなかった』という過去の洪水被害状況を全く考慮することなく、本件整備計画等を作成したものであって、本件整備計画等は、河川法16条2項や施行令10条1号等に違反して作成されたものといわざるを得ないのである。…以上の通りであるから、本件整備計画等は、重要な事実の基礎を欠くものであり、県知事の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものである」として違法である」（一審判決文）

さて、2014年8月から始まった控訴審が、昨年11月25日に結審しました。判決は、4月25日です。あらためて路木ダム裁判を振り返りながら、本当に大事なものは何かを考えたいと思います。



4月9日（土） 午後2時～午後4時
市民センター第2会議室/入場無料

主催 路木ダム訴訟原告団
天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会
子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

高裁判決を聞きに行こう！



4月25日（月） 13時10分判決

12時40分 門前集会

天草出発 瀬戸とれたて市場 8時00分

*乗り合わせて行きます。一週間前までに『再検証の会』下記笠井までご連絡ください。

問い合わせ：天草・路木ダムの再検証を求める全国連絡会

笠井 洋子 0969-46-1130

携帯 090-6306-2442